

三条市下水道工事 標準仕様書

令和5年7月

三条市建設部上下水道課

目 次

第1章 総 則		第3章 材 料	
1- 1 標準仕様書の目的……………	1	3- 1 一般事項……………	6
- 2 法令等の遵守……………	1	- 2 材料の検査……………	6
- 3 費用の負担……………	1		
- 4 官公庁等の手続き……………	1	第4章 仮 設 工	
- 5 提出書類……………	1	4- 1 特殊な足場等……………	6
- 6 資格を必要とする作業……………	2	- 2 工事用電気設備……………	6
- 7 障害物件の取扱い……………	2	- 3 工事用建設機械器具……………	6
- 8 工事の中止……………	2	- 4 山留工……………	6
- 9 工事対象物の管理義務……………	2	- 5 路面覆工……………	7
-10 工事完了後の処理……………	2	- 6 仮締切工……………	7
-11 官公庁等の打合せ……………	2	- 7 仮排水路……………	7
-12 地元説明会……………	2	- 8 仮通路……………	7
-13 現場代理人及び主任技術者等	2		
-14 試掘、測量……………	3	第5章 土 工	
-15 許可申請等……………	3	5- 1 掘削……………	8
-16 作業員……………	3	- 2 発生土処分……………	8
-17 作業員の事故防止……………	3	- 3 産業廃棄物の処分……………	8
-18 台風、出水の準備……………	3	- 4 埋戻し……………	8
-19 家屋の現況調査……………	3		
-20 関係住民との対応……………	4	第6章 管渠布設工	
-21 工期……………	4	6- 1 硬質塩化ビニル管の切断、接合	9
-22 工事用地以外の用地……………	4	- 2 既設人孔への接合……………	9
		- 3 管頂検査……………	9
第2章 現場における注意事項		第7章 人孔、公共柵等築造工	
2- 1 交通及び保安上の措置……………	4	7- 1 人孔の築造……………	9
- 2 事故防止……………	4	- 2 インバートの施工……………	10
- 3 現場の整理整頓……………	5	- 3 人孔鉄蓋の据付……………	10
- 4 標示板等の設置……………	5	- 4 公共柵等の取付……………	10
- 5 騒音及び振動の防止……………	5		
- 6 工程管理……………	5		
- 7 他工事との調整……………	5		

第8章 舗装工	
8- 1 一般事項	10
- 2 補修	10
第9章 推進工	
9- 1 一般事項	10
第10章 シールド工	
10- 1 一般事項	11
第11章 薬液注入工	
11- 1 一般事項	11
第12章 工事記録写真撮影要領	
12- 1 一般事項	11
- 2 撮影箇所及び内容	11
- 3 撮影内容等の表示	11
- 4 所定寸法の表示	12
- 5 整理編集	12
- 6 その他	12
第13章 施工計画書	
13- 1 一般事項	12
- 2 記載事項	12
- 3 施工計画の変更	13

第1章 総 則

1-1 標準仕様書の目的

本仕様書は、三条市の発注する下水道工事の施工が円滑かつ適切に実施されることを目的とし、設計図書及び特記仕様書に明示されていない事項について統一的な運用を図るためのものである。又、本仕様書に定めのないものは、新潟県土木工事標準仕様書を準用するものとする。

1-2 法令等の遵守

受注者は、工事施工にあたり工事に関する諸法規及び関係諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行われなければならない。なお、工事中は関係地域住民と協調を保つと共に親切と誠意をもって工事を施工しなければならない。

1-3 費用の負担

材料及び工事の検査（材料の調査並びに検査を含む。）並びに工事施工に伴う測量等に必要費用は、全て受注者の負担とする。尚、設計図書及び特記仕様書に明記のないものであっても、工事施工上必要な費用は、当然発注者が負担すべきものを除き受注者の負担とする。

1-4 官公庁等の手続き

- (1) 工事施工のために必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を市長の指定する職員（以下「監督員」という。）に申し出て指示を受けなければならない。

1-5 提出書類

- (1) 受注者は、別表1に定める書類を本市に提出して監督員の確認を受けなければならない。また、監督員の承諾が必要なものについては、工事着手前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 提出した書類に変更を生じたときには、ただちに変更届を提出しなければならない。
- (3) 施工計画書については本仕様書に定める事項を記載して、監督員に提出しなければならない。但し、軽微な工事については、監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。

記載された事項を変更しようとするときはそのつど監督員に提出しなければならない

い。

(4) 受注者は工事中、本仕様書に定める工事記録写真撮影要領に基づき工事写真を撮影し、工程順に整理編集して工事完了の際提出しなければならない。

1-6 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

1-7 障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱い及び取壊しの処置については監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

1-8 工事の中止

監督員は、三条市建設工事請負基準約款第21条の規定に基づき工事の全部又は一部の施工の一時中止を指示することがある。

1-9 工事対象物の管理義務

工事が完成し引渡し完了までの工事対象物の保管責任は受注者とする。

1-10 工事完了後の処理

工事の完了したときは、受注者はすみやかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃しなければならない。尚、工事区間内の道路側溝等は泥上げを行わなければならない。

1-11 官公庁等の打合せ

受注者は施工計画書に基づき、所轄警察署、労働基準監督署、道路管理者、消防署等と打合せを完了し、監督員の承諾を得た後でなければ着工してはならない。

1-12 地元説明会

監督員が必要と認めた場合は、自治会長を通じ地元説明会を開催する。尚、説明会は施工計画書に基づいて行い、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

1-13 現場代理人及び主任技術者等

- (1) 受注者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者を定め、書面をもって提出しなければならない。
- (2) 前項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者はこれを兼ねることができる。
- (3) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は工事遂行に関する各種法

規に精通し、施工上の技術経験を有するものでなければならない。

- (4) 現場代理人は、現場に常駐し、監督員の指示に従い工事現場の監理及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

1-14 試掘、測量

- (1) 施工に必要な試掘、測量、遣り方は受注者が行ない、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 仮ベンチマークは移動沈下の恐れのない個所を選定し、監督員の承諾を受け、木杭等を用い堅固に設置しなければならない。

1-15 許可申請等

任意仮設、材料置場等の設置のための道路占用、水路敷地使用については受注者が申請し許可を受け占用料を支払わなければならない。尚、道路使用のため交通止、交通迂回路等については、所轄警察署に許可の申請をしなければならない。

1-16 作業員

- (1) 熟練を要する作業は、相当の経験を有する作業員にさせなければならない。
- (2) 受注者は工事の進捗を図るため、十分な数の作業員を配置しなければならない。
- (3) 監督員は作業員が指示に従わないとき又は作業に不相当と認めたときは、交代を命ずることができる。

1-17 作業員の事故防止

- (1) 作業員の事故防止を図るため、労働安全衛生規則を遵守しなければならない。
- (2) 工事中に万一事故が発生したときは、直ちに所要の措置を講ずると共に、監督員に通報し、事故の発生原因、経過、事故による被害の内容について報告書を提出しなければならない。

1-18 台風、出水の準備

- (1) 受注者は台風、大雨、その他出水の恐れがあるときには、昼夜の別なく応急措置に対する準備をしなければならない。
- (2) 監督員は大雨、その他不時の出水に際し、工事のため氾濫を来す恐れのある場合は仮締切、山留、仮枠類の撤去を命ずることができる。

1-19 家屋の現況調査

- (1) 受注者は、監督員との協議に基づき着手前に工事周辺の家屋を「下水道工事施工に伴う建築物等の現況調査書作成要領」（三条市建設部上下水道課）に基づいて行い、調

査書を監督員に提出しなければならない。尚、工事の進捗に伴い異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

- (2) 工事完了後に家屋等の補償問題が生じた際、その原因が調査不十分のため判別困難な場合は受注者の責任として補償を命ずることができる。
- (3) 工事完了後の家屋調査に要する費用は、受注者の負担とすることができる。

1-20 関係住民との対応

受注者は、関係住民から要望、苦情等があった場合は誠意をもって対応しなければならない。また、その内容については監督員に報告しなければならない。

1-21 工期

- (1) 工期は、設計図書に記載してある期間とする。
- (2) 工期の延長は、災害、その他正当な理由のない限りこれを認めない。

1-22 工事用地以外の用地

工事用地以外の用地の借受けその他使用上必要な諸手続は全て受注者が行わなければならない。

第2章 現場における注意事項

2-1 交通及び保安上の措置

- (1) 工事中、交通に関しては道路使用許可条件を遵守し、危険防止柵を設け、夜間は照明、注意燈等を点燈し、十分な危険防止設備を施さなければならない。
- (2) 工事区間内に車両、歩行者の通行があるときは、専任の交通整理員を配置し通行の誘導に努めなければならない。尚、路面等に補修の必要があるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 工事施工中は、保安施設の点検維持管理に努め、その目的を十分達し得る状態を保持しなければならない。

2-2 事故防止

- (1) 受注者は公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- (2) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督員と協議し、これを遵守しなければならない。

- (3) 山留、覆工、締切等の仮設及び重量物を扱う足場は堅固な構造としなければならない。
- (4) 工事用機械の運転は有資格者にさせなければならない。
- (5) 工事中に、必要な場合は地下埋設物の試掘調査を行うと共に、当該地下埋設物管理者に立会いを求め位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意しなければならない。
- (6) 埋設物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ埋設物管理者と施工中の立会い、保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について協議しておかなければならない。
- (7) 下水道管渠又は函渠内で作業、調査等を行なう場合は有毒ガスが滞留している場合があるので、事故防止に必要な対策を講じなければならない。
- (8) ポンプ等の電気器具及び電線は、常に点検、補修を行い正常な状態で作動させなければならない。

2-3 現場の整理整頓

工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料は交通の妨害、付近居住者の迷惑とならないように整理整頓しなければならない。

2-4 標示板等の設置

工事中は道路標識、工事看板、点滅燈、工事予告標識、バリケード、迂回路標示板等を設置するものとし、監督員の改善指示があった場合はこれに従わなければならない。

2-5 騒音及び振動の防止

受注者は、工事施工に関して付近居住者の迷惑とならないように極力防音、防振に努めなければならない。

2-6 工程管理

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工程と実績とを比較検討して工事の進捗を確保しなければならない。

2-7 他工事との調整

工事と並行して施工する他の工事がある場合は、監督員の指示に従い両者で十分に工事の工程調整を行い、工事遂行に支障のないようにしなければならない。

第3章 材 料

3-1 一般事項

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書又は特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除き、JSWAS、JIS 又はこれに準ずる規格に適合するものでなければならない。
- (2) JSWAS、JIS 又はこれに準ずる規格に適合するもの以外の材料を使用するときは、カタログ、試験成績等の資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

3-2 材料の検査

- (1) 工事用材料は、監督員の検査を受けて合格したものでなければ使用してはならない。尚、監督員は JSWAS、JIS 又はこれに準ずる規格に適合するものについて検査を省略することがある。
- (2) 受注者が材料検査に立ち会わないときは、検査に対して異議を申し立てることはできない。
- (3) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したものは工事に使用してはならない。

第4章 仮 設 工

4-1 特殊な足場等

重量物を扱うための足場等で特殊なものは、その構造図及び施工要領書等を提出して監督員の承諾を受けなければならない。

4-2 工事用電気設備

工事用及び現場事務所用の電気設備は、十分な容量を有するもので所管電力会社供給規定、電力内線規定及び電気設備技術基準に従わなければならない。

4-3 工事用建設機械器具

工事用建設機械器具について、監督員が不相当と認めた場合は速やかにこれを取り替えるなければならない。

4-4 山留工

- (1) 土留工の矢板は設計図書に指定されている場合は、指定品若しくは同等品以上のものを使用しなければならない。同等品以上のものを使用する場合は、監督員の承諾を

得なければならない。

- (2) 土留工はこれに作用する土圧及び現場条件に十分耐える構造としなければならない。
又、掘削中は常に矢板、切梁、腹起し、その他支保工の変位に注意するとともに補強の必要が生じた場合は直ちに必要な措置を施さなければならない。
- (3) 地下埋設物又は既設構造物に近接して掘削する場合は、矢板の存置を指示することがある。
- (4) 切梁、腹起しの撤去は切梁、腹起し面以下の埋戻土が十分締固められてから行わなければならない。
- (5) 近接する地下埋設物等の状況によって埋戻し完了後、相当期間矢板引抜きを延期することがある。
- (6) 矢板の打込みは、地下埋設物の有無を確認してから行わなければならない。尚、矢板と腹起しとの隙間があるときは、楔等を打込み矢板と腹起しを一体とさせなければならない。

4-5 路面覆工

- (1) 覆工材の設計条件等が設計図書に明示されていない場合は、監督員の指示によるものとする。
- (2) 覆工材は設計図書に明示してある材料又はこれと同等品以上のものを使用しなければならない。
- (3) 覆工表面の段差、滑止め、覆工板の取付等の構造は、安全で交通に支障のないものでなければならない。

4-6 仮締切工

仮締切工の位置及び構造については、予め監督員の承諾を受け流水に支障のないように築造し、工事上必要がなくなった場合は直ちに原形に復旧し、監督員の承諾を得なければならない。

4-7 仮排水路

仮排水路の設備は、現場の状況及び降雨時の水量を勘案し、適切な構造としなければならない。

4-8 仮通路

出入口等を確保しながら掘削する箇所には、安全な構造と幅員を有する仮通路及び仮柵を設けなければならない。又、通学路等歩行者が多数、現場内を歩行することが想定される場合は、仮通路を設け歩行者の安全を図らなければならない。

第5章 土 工

5-1 掘削

- (1) 受注者は、施工計画書に基づき掘削位置、掘削土運搬、処分方法について監督員の確認を得た後でなければ掘削に着手してはならない。
- (2) 舗装版は、原則としてコンクリートカッターにて切断した後でなければ掘削してはならない。尚、切口を直線にし粗雑にならないようにしなければならない。
- (3) 掘削土は監督員の承諾を得た場合の外は道路上に堆積させてはならない。承諾を得た場合でも土砂の散乱を防止し、交通に支障を生じないようにしなければならない。尚、民家の出入口に支障を来してはならない。
- (4) 床付面は乱さないよう十分注意し、むらのない仕上がりにならないようにしなければならない。
- (5) 基礎地盤を掘り過ぎた場合は、監督員の指示した材料で所定の高さまで埋戻し、締固めをしなければならない。

5-2 発生土処分

運搬路に土砂等が落下したときは、直ちに路面を清掃しなければならない。尚、運搬が終了したときは運搬路を点検し、道路の破損等があるときは、道路管理者の指示に従い補修等をしなければならない。

5-3 産業廃棄物の処分

産業廃棄物の処分は収集運搬、中間処分及び最終処分の許可を受けた業者にさせなければならない。

5-4 埋戻し

- (1) 下水道管渠又は函渠を埋戻す場合は、監督員の承諾を受けてから埋戻さなければならない。
- (2) 埋戻しは必ず排水した後に実施し、水中埋戻しは絶対に行ってはならない。
- (3) 管渠の埋戻しは、管の両側より同時に行ない空隙を生じないように締固めをしなければならない。又、管の下側は特に入念に締固めをしなければならない。
- (4) 埋戻しは、厚さ 20cm 以下毎に転圧器具等で所定の密度となるように締固めを行うものとし、管頂より 30cm までは埋設管の保護を十分行い施工すること。
- (5) 埋戻し路床仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

第6章 管渠布設工

6-1 塩化ビニル管の切断、接合

- (1) 硬質塩化ビニル管の切断は、管軸に対して直角に切断し、生じたバリなどを平らに仕上げ、外面を面取りしなければならない。
- (2) ゴム輪受口による接合は、滑材をゴム輪表面及び差口部に均一に塗布し、標線位置まで管軸を合わせ挿入しなければならない。
- (3) 接着受口による接合は、接着剤を受口部、差口部に薄く均一に塗布し、標線位置まで管軸を合わせ挿入しなければならない。又、はみ出した接着剤はきれいに拭き取らなければならない。
- (4) ゴム輪受口、接着受口いずれの接合でもハンマー等の打ち込みは絶対にしてはならない。

6-2 既設人孔への接合

- (1) 既設人孔への接合は、必ず既設の管底を測量し、設計管底高との照査をして施工しなければならない。
- (2) 万一、工事中に発生した残材等を管内へ流入させた場合は、監督員はその影響範囲について管渠の清掃を命ずることができる。

6-3 管頂検査

管布設後、管の通り及び勾配等について、監督員の検査を受けてからでないと埋戻しをしてはならない。但し、測量報告書等で監督員の承諾を得た場合は検査を受けたものとして取り扱う。

第7章 人孔、公共柵等築造工

7-1 人孔の築造

- (1) 人孔築造箇所が軟弱地盤で人孔の沈下が予想される場合には監督員と協議し、指示を受けなければならない。
- (2) 人孔に使用する塊類の据付、接合はモルタルを敷均し、動揺しないように据付け目地仕上げをしなければならない。
- (3) 人孔に接続する管渠は管の端部と人孔内面を一致させなければならない。
- (4) 人孔と管渠を接続する継手は、可とう性継手を使用することを原則とする。

7-2 インバートの施工

- (1) インバートの施工は、管取付部及び側壁部より漏水のないことを各認した後でなければ施工してはならない。
- (2) 表面は汚水が停滞しないように接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げをしなければならない。

7-3 人孔鉄蓋の据付

人孔鉄蓋の据付は、路面の計画高にならば、据付をしなければならない。

7-4 公共樹等の取付

- (1) 下水道本管に取り付ける支管は原則として可とう性支管とする。尚、可とう性支管の取り付けに伴う下水道本管の削孔は、口径に適合するホルソーで行なうものとする。
- (2) 取付管は、原則として下水道本管の中心線方向と直角に設置しなければならない。

第8章 舗装工

8-1 一般事項

舗装工については、特に監督員の指示がある場合を除き新潟県発行「舗装マニュアル」及び「新潟県土木工事標準仕様書」に準じ施工しなければならない。

8-2 補修

工事竣工後、受注者の責に帰する原因で破壊又は陥没を生じた場合は受注者の負担で補修しなければならない。尚、同様な原因で工事竣工後2年以内に道路管理者から補修を命じられた場合は、直ちに従わなければならない。これらに係る全ての費用は受注者の負担とする。

第9章 推進工

9-1 一般事項

新工法等により監督員が指示する場合を除き社団法人日本下水道協会発行「下水道推進工法の指針と解説」及び「新潟県土木工事標準仕様書」に準じ施工しなければならない。

第10章 シールド工

10-1 一般事項

新工法等により監督員が指示する場合を除き公益社団法人土木学会発行「トンネル標準示方書 シールド工法編」及び「新潟県土木工事標準仕様書」に準じ施工しなければならない。

第11章 薬液注入工

11-1 一般事項

薬液注入工法を施工する場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設事務次官通達、昭和49年7月10日）に基づき施工しなければならない。尚、施工監理については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（建設大臣官房技術調査室長通達、平成2年9月18日）に基づかなければならない。

第12章 工事記録写真撮影要領

12-1 一般事項

- (1) 受注者は工事記録写真の撮影にあたってはこの要領に従わなければならない。
- (2) 工事写真は工事が適正に施工されていることを証明する資料であるから、竣工後に確認することが困難な内容については、特に綿密な写真を撮影しなければならない。

12-2 撮影箇所及び内容

撮影箇所及び内容は別表2に示す箇所の外、監督員が指定した箇所及び当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならない。尚、撮影頻度も別表2に定める。

12-3 撮影内容等の表示

- (1) 写真には工事番号、工事名、受注者名、工種等を明記した黒板を入れて撮影しなければならない。
- (2) 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の背景を入れること。尚、1枚の写真では位置が不明となる場合は近景、遠景の2枚を撮影すること。

1 2 - 4 所定寸法の表示

- (1) 写真には所定の施工寸法が判定できるように必ず箱尺、リボンテープ等を入れて撮影しなければならない。
- (2) 構造物に箱尺等をあてる場合は目盛の零位点に留意しなければならない。
- (3) 寸法読み取りの器具は、水平又は鉛直に正しくあて、かつ直角方向から撮影しなければならない。

1 2 - 5 整理編集

- (1) 写真はカラーのサービス版を標準とするが、状況によりパノラマ版又は貼り合わせ写真を使用してもよい。
- (2) 写真帳は、原則としてA 4版とし、表紙には工事件名、受注者名を記入しなければならない。又、必要に応じ余白に見取図や説明を付けるようにする。
- (3) 写真撮影後は、すみやかに現像、焼付し工事の進行順にネガブック等にネガと密着写真（ベタ焼）を対比できるように整理して、監督員が必要のつど確認できるようにしておかなければならない。また、デジタル写真等を使用する場合は、写真整理用のソフトウェア等で整理し、監督員が必要のつど確認できるようにしておかなければならない。

1 2 - 6 その他

- (1) 撮影箇所の周囲は良く整理してから撮影しなければならない。
- (2) 撮影はできるだけ同一方向に一定して撮影しなければならない。
- (3) 夜間工事は工事の状況が判断できるように照明を照らして撮影しなければならない。
- (4) ネガブック等は少なくとも2年間は、受注者が保管して置かなければならない。
- (5) デジタル写真等のデータは工事完了後に電子媒体に記録し監督員に提出する。

第 1 3 章 施工計画書

1 3 - 1 一般事項

- (1) 施工計画書の様式はA 4版とする。
- (2) 施工計画書は2部提出し監督員の確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は軽微な工事及び緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。

1 3 - 2 記載事項

記載事項は以下のとおりとする。

- ①工事概要
- ②計画工程表
- ③現場組織表
- ④指定機械
- ⑤主要船舶・機械
- ⑥主要資材
- ⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ⑧施工管理計画
- ⑨安全管理
- ⑩緊急時の体制及び対応
- ⑪交通管理
- ⑫環境対策
- ⑬現場作業環境の整備
- ⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮その他

1 3 - 3 施工計画の変更

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこれを省略することができる。

別表 1

提出書類一覧表

名 称	部数	提 出 時 期
1. 工事着手届	1	契約日から7日以内
2. 工事工程表	1	〃
3. 施工計画書	2	現場着工前まで
4. 材料承諾願	2	〃
5. 下請負等の決定について	1	工事着手の前日まで
6. 再生資源利用実施書	1	竣工期限まで電子データにて提出(電子メール可)
7. 調査員決定届	1	工事着手の前日まで
8. 家屋現況調査表	3	調査完了後すみやかに
9. 工事打合簿	1	必要のつど
10. 工事週間予定表	1	毎週金曜日まで
11. 工事履行状況報告書	1	工期の中間
12. 材料確認書	1	必要のつど
13. 段階確認書	1	各工種の施工段階
14. 公共柵設置同意書	1	支管取付け前まで
15. 工事履行届 (一部履行届)	1	竣工期限まで (一部完了日)
16. 竣工写真 (一部竣工写真)	1	〃
17. 完成図 (出来形図、公共柵位置図)	1	竣工期限まで
18. 工事写真 (竣工写真を含む)	1	〃
19. 家屋事後調査確認書	1	〃
20. 竣工検査必要書類	1	〃
21. 請求書 (前金、中間、完成)	1	〃
22. 事故発生報告書	1	事故発生時

※ 竣工検査必要書類とは実施工程表、工事日報、納品書、試験成績表、出来形管理表及びこれらに順ずるものを言う。

※ 提出した書類に変更を生じたときには、ただちに変更届を提出しなければならない。

別表 2

撮影箇所及び内容

区分	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要
一般	現場状況	・ 着手前及び竣工後は必ず同一箇所を同一方向から撮影	施工前後に各路線毎	写真説明には施工区分を明示する。
	安全管理	・ 保安施設、交通整理員の状況 ・ 安全会議等の実施状況	設置毎又は実施毎	各種類毎に全景1枚
管渠工事	基礎部分	・ 幅、厚さを寸法明示	40m又は1施工箇所	各スパン又は施工箇所に1枚
	管渠部分	・ 布設状況（特に継手部）	1スパンに1箇所	継手部は管番号を記入し、全数量を確認できること。
人孔築造工	基礎部分	・ 幅、厚さを寸法明示	1基毎	
	現場打マンホール	・ 配筋、幅、深さ、厚さを寸法明示	1基毎	
	組立式マンホール	・ 製品検尺 ・ 深さ、据付状況	1基毎	
樹工事	樹及び取付管	・ 使用材料検尺 ・ 施工状況（他の地下埋設物の状況も極力写る様に）	全箇所	
仮設工	山留工	・ 使用材料検尺 ・ 矢板、腹起し、切梁の作業状況 ・ 設置状況	40m又は1施工箇所	矢板等の作業状況は、打込、引抜の区分を表示する。
	覆工	・ 使用材料検尺 ・ 設置状況	40m又は1施工箇所	
	仮締切工	・ 設置前、施工中及び撤去後	1箇所毎	
	防護工	・ 防護の種類毎に施工中と埋戻し前に撮影	40m又は1施工箇所	
土工	土工	・ 掘削、埋戻し状況 ・ 掘削完了検尺	40m又は1施工箇所	埋戻しは、巻立て圧毎に1枚
舗装工	舗装工	・ 路盤、基層、表層の敷均し、転圧状況 ・ 路盤、基層、表層の厚さ及びコア抜き状況	100m又は1施工箇所	
消雪パイプ工事	消雪パイプ	・ 掘削幅、深さ、配筋検尺 ・ パイプ布設状況	50m又は1施工箇所	
雨水渠	現場打構造物	・ 幅、厚さ、高さ、配筋の検尺 ・ 型組、コンクリート打設状況 ・ 脱型後の出来型寸法	40m又は1施工箇所	
	二次製品	・ 二次製品の検尺 ・ 据付作業状況 ・ 縦締がある場合はその作業状況	40m又は1施工箇所	
推進工	管推進工	・ 使用材料検尺 ・ 推進作業状況	推進管1本毎	推進管1本毎に番号を付して撮影

区分	工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要
薬液注入	薬液注入工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料検尺及び空袋状況 ・ 削孔長及び作業状況 	薬液注入1本毎	
その他	特殊工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督員と打合せが必要な状況を撮影 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要建築物等で完了後では確認しがたい箇所 	そのつど	